

志布志都市計画 特定用途制限地域における建築規制概要表

建築物の用途制限概要		田 環 園 境 居 保 住 全	備考	
○ 建てられる用途				
× 建てられない用途				
▲ 面積・階数等に制限あり				
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	▲	2階以下	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲		
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×		
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×		
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	▲		
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲		
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×		
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×		
ホテル、旅館		×		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×		
	カラオケボックス等	×		
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×		
	キャバレー、個室付浴場等	×		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	○		
	図書館等	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○		
	神社、寺院、教会等	○		
	病院	○		
	公衆浴場、診断所、保育所等	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○		
自動車教習所	×			
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	▲	▲300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫	▲	▲3000㎡以下 2階以下	
	建築物の延べ面積の1/2以下			
	倉庫業倉庫	×		
	自家用倉庫（流通業務に供する施設を含む）	▲	▲3000㎡以下	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	▲	▲3000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲原動機の制限あり 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×		
	自動車修理工場	×		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	
		量が少ない施設	×	
量がやや多い施設		×		
量が多い施設		×		